広島市消防局からのお知らせ

平成 25 年 4 月 1 日から火薬類の申請書等の受付窓口が変わります

平成25年4月1日から、火薬類取締法に関する申請書の一部、届出書及び報告書の受付窓口が消防局予防部指導課(危険物係)から消防署(予防課)に変更します。次の表を参考にしてください。(裏側に参考例を記載しています。)

表に、記載していない申請書等の受付窓口は、消防局予防部指導課(危険物係) 又は管轄する消防署(予防課) までお問い合わせください。



| 各消防署(予防課)で受付けする申請・届出等 |

合用的者(プロ誌)(受別))する中間・油田寺				
区分	申請書・届出書・報告書等の種類	受付窓口		
譲渡・譲受・消費	火薬類(譲渡・譲受・消費)許可申請書			
	火薬類取扱保安責任者等選任(解任)届	消費場所を管轄する		
	火薬類消費許可申請書等記載事項変更報告書(届出)書	消防署(予防課)		
	火薬類(譲渡・譲受)許可証 (譲受消費許可証含む。)の書換申請書	※消費場所が特定できない時は、 譲受けようとする者の所在地を 管轄する消防署(予防課)		
	火薬類(譲渡・譲受)許可証 (譲受消費許可証含む。)の再交付申請書			
	火薬類(譲渡・譲受)許可証 (譲受消費許可証含む。)の返納			
	火薬類消費数量年度報告書			
火薬庫外貯蔵所	火薬庫外貯蔵所指示申請書	貯蔵所の所在地を管轄する 消防署(予防課)		
	火薬庫外貯蔵所貯蔵火薬類等変更届			
	火薬庫外貯蔵所廃止届			
	火薬庫軽微変更届	火薬庫の所在地を管轄する 消防署(予防課)		
	火薬類取扱保安責任者等選任(解任)届			
	火薬庫承継届			
火薬庫 火薬庫	火薬庫廃止届			
入未庠	火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更報告書(届出)書			
	火薬庫定期自主検査計画(変更)届			
	火薬庫定期自主検査実施報告書			
	火薬庫所有者・占有者年度報告書			
	保安教育計画(変更)認可申請書	販売所の所在地を管轄する 消防署(予防課)		
販売所	火薬類販売営業廃止届			
	火薬類販売営業許可申請書等記載事項変更報告書(届出)書			
	火薬類販売数量年度報告書			
	火薬類製造施設軽微変更届	製造所の所在地を管轄する 消防署(予防課)		
	火薬類製造保安責任者等選任(解任)届			
	危害予防規程(変更)認可申請書			
製造所	保安教育計画(変更)認可申請書			
	火薬類製造営業許可申請書等記載事項変更報告書(届出)書			
	火薬類製造施設定期自主検査計画(変更)届書			
	火薬類製造施設定期自主検査実施報告書			
	火薬類製造数量年度報告書			

消防局(指導課)で受付けする由請

	区分	申請書の種類	受付窓口	
	火薬庫	完成検査(新規・変更)申請書	消防局予防部指導課(危険物係) ※火薬類の譲渡・譲受・消費許可 以外の手数料が必要な申請につ いては、これまでどおり消防局予	
		保安検査申請書		
		火薬庫設置等許可申請書		
		火薬庫共同使用許可申請書		
	販売所	火薬類販売営業許可申請書		
	製造所	完成検査(新規・変更)申請書	防部指導課(危険物係)で受付け	
		保安検査申請書	をします。	
		火薬類製造営業許可申請書		
		火薬類製造施設等変更許可由請書		

申請書・届出書・報告書の受付窓口(参考例)

所有している施設等

■火薬類の譲渡・譲受・消費





(例) 所在地:安佐北区

■火薬庫



(例) 所在地: 安芸区

■販売所



(例) 所在地:南区

- ■製造所
- ■火薬庫
- ■販売所

新規設置、変更 又は保安検査等

関係する申請書・届出書・報告書等

譲渡・譲受・消費に関する申請書

· 火薬類(譲渡・譲受・消費)許可申請書

譲渡・譲受・消費に関する届出書・報告書 (例)

- 火薬類取扱保安責任者等選仟(解仟) 届
- 火薬類消費許可申請書等記載事項変更報告(届出)書
- 火薬類消費数量年度報告書

火薬庫に関する届出書・報告書(例)

- 火薬庫軽微変更届
- 火薬類取扱保安責任者等選任(解任)届
- 火薬庫定期自主検査計画(変更)書
- 火薬庫定期自主検査実施報告書
- 火薬庫所有者・占有者年度報告書

販売所に関する届出書・報告書(例)

- 火薬類販売営業廃止届
- 火薬類販売営業許可申請書等記載事項変更報告(届出)書
- 火薬類販売数量年度報告書

製造所等に関する申請書(例)

- 火薬類販売営業許可申請書
- 火薬庫設置等許可申請書
- 完成検査(新規 変更)申請書
- 保安検査申請書

受付け窓口

消費場所を管轄する消防署

※消費場所が特定できない 時は、譲受けようとする者 の所在地を管轄する消防署



安佐北消防署

火薬庫の所在地を管轄する消防署



安芸消防署

販売所の所在地を管轄する消防署



南消防署

消防局予防部指導課



※火薬類(譲渡・譲受・消費) 許可申請以外の手数料が 必要な申請は消防局指導課

(例) 火薬庫がA区にあり、販売所がB区にある事業所の場合

参考例のとおり、

火薬庫に関する届出書・報告書は火薬庫所在地を管轄する A 消防署、

販売所に関する届出書・報告書は販売所所在地を管轄するB消防署が受付窓口です。

ただし、

火薬庫の保安検査申請など手数料が必要なものは、これまでどおり消防局予防部指導課(危険 物係)が受付窓口です。ご不明な点がありましたら、消防局予防部指導課(危険物係)又は消防 署(予防課)にお問い合わせ下さい。



広島市消防局の申請等に関するお問い合わせ先

消防局予防部指導課(危険物係) 中消防署(予防課) 東消防署(予防課) 南消防署(予防課) 西消防署(予防課)

082-546-3482 082-546-3511

082-263-8401

安佐南消防署 (予防課) 安佐北消防署(予防課)

082-877-4101 082-814-4795

安芸消防署(予防課) 佐伯消防署 (予防課)

082-822-4349

082-261-5181

082-232-0381

082-921-2235